

第七回 参議院運輸委員會會議錄第七号

(二六四)

昭和二十五年三月十三日(月曜日)午後一時二十七分開会

委員の異動

三月十日委員中村正雄君辞任につき、その補欠として藤枝昭信君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

- 小委員長の報告
- 久美浜港修築に関する請願(第四六七号)
- 函館港修築工事促進に関する陳情(第一二四号)
- 博多港の施設利用に関する請願(第五四五号)
- 地区機帆船の燃料油の増配に関する請願(第五九二号)
- 鹿児島県交通船の燃料割当増配に関する陳情(第一〇九号)
- 銚子市長崎町岬に航路標識燈台設置の請願(第六二二二号)
- 兵庫県城崎郡余部崎に燈台設置の陳情(第一二二二号)
- 新潟市に海上保安管区保安庁設置の請願(第七二八号)
- 鹿児島公共船員職業安定所設置に関する陳情(第一〇六号)
- 瀬戸内海の機雷掃海に関する陳情(第一六〇号)
- 吉野循環線および花倉線乗合自動車路線新設に関する請願(第五五〇号)
- 飯川、実方入口間市営バス路線延長に関する請願(第五六〇号)
- 観光自動車に輸入燃料使用認可に関する請願(第八〇八号)

○長島信号場を旅客駅に昇格の請願(第四七七号)

○警備消防用揮発油の増配に関する請願(第四八三三三号)

○肥薩線列車を旅客列車のみとするに等に関する請願(第五四九号)

○税制改革の交通事業並びに関連産業に及ぼす影響に関する調査の件

○委員(中山善彦君) これより委員会を開会いたします。先ず請願及び陳情に関する小委員長の御報告を願います。

○飯田精太郎君 請願に関する小委員会における審査の結果を御報告いたします。

請願第四六七号、久美浜港修築に関する請願。陳情第一三四号、函館港修築工事促進に関する陳情。これは何れも港湾修築工事に関する件であります。請願の要旨は、京都府久美浜港は港内水深く、泊地面積も広く、前面に丹後海の優良漁場を控え、背後に豊富な穀倉を擁し、農林水産の集出荷港として好条件を有しているが、港口が狭いまま放置されているから修築工事を施行されたいというのであります。陳情の要旨は、二十年間にわたる港湾修築工事、函館港修築工事外港施設すら完成に至らず、既設工事の部分も風破のため損傷を生じ、戦争以来補修、移設程度の工事に過ぎなかつたが、この際進取的な工事を施行され、昭和二十五年年度の予算も当初の要求額までに増額されたいとの陳情であります。政

府当局の説明によれば、久美浜港は農村物資の集積港として重要な港湾で、昭和二十五年においては緊急を要する浚渫を実施すべく予算四百万円を要求中であり、函館港修築工事に於ても、重要港湾として昭和二十五年年度公共事業費の許す範囲に於て実施致すべく努力することとあります。

審議の結果は願意は何れも妥当であると認めました。

請願第五四五号、博多港の施設利用に関する請願。請願の要旨は、博多港の修築については既設港湾設備の整備復旧はやや完成の域に達し、掃海も完了し、商港としての機能を發揮し得る状態にあるから、本港施設の利用向上ならびに施設整備増強に対し格段の支援をされたいというのであります。

政府当局の説明によりますと、本港は北九州における重要港湾であり、政府としては、昭和二十五年、港湾公共事業費は著しく削減され、施設整備の早期完成は極めて困難であります。緊急を要する防波堤、浚渫物揚場及び埋立工事を実施致すべく予算五千五百万円を要求中で、国家財政の許す範囲に於て請願の趣旨に副いたいということとす。

審議の結果願意を妥当と認めました。

請願第五九二号、地区機帆船の燃料油の増配に関する請願。陳情第一〇九号、鹿児島県交通船の燃料割当増配に関する陳情。右は何れも熊本県、鹿児島県の燃料割当増配の件であります。

て、その要旨は、輸送機関が地区機帆船によらなければならぬ地理的条件にあるため、燃料油を増配されたいというのであります。政府当局の説明によれば、燃料割当については、現下の石油需給事情に鑑みて、航路の重要度に応じ、公平な割当を行つたため、A、B、Cの三段階に区分し、高位の順により割当率を定めており、尙これを三ヶ月毎に調査し格付の再審査を行い、改訂することになつてゐることとあります。鹿児島県下の割当量は最低位の格付に判定されてゐるので、四月の改訂期に是正すべく考慮してゐることとす。

審議の結果、願意は何れも妥当であると認めました。

請願第六二二二号、銚子市長崎町岬に航路標識燈台設置の請願。陳情第一二二二号、兵庫縣城崎郡余部崎に燈台設置の陳情。右は何れも燈台設置の件であります。請願の要旨は、千葉縣銚子市長崎町岬は太平洋岸の最東端に突出し、近海には無数の岩礁が散在しているため、夜間航行船舶は、本岬を約千五百メートル北方に離れた高所に設置されている大吠燈台の標識だけでは、低地位にある本岬の麓の箇所を測定出来ず、難破する実例多く、災害防止のため本岬に航路標識燈台を設置されたいとの請願であります。陳情の要旨は、兵庫縣但馬地方の沿海町村は大小の漁港を有し、遠海出漁の大型漁船百餘隻、沿岸出漁の小型船九百餘隻を算し、古くからこれらの漁港には航路標

識が設けられてゐるが、十数年来船型が著しく増大し、現在の標識燈のみでは安全なる航路を知ることが出来ず、衝突、坐礁、沈没等の海難事故のため、余部崎に経ヶ岬燈台と同様の燈台を設置せられたいというのであります。政府当局の説明によれば、本年度は公共事業費が削減されたため実現困難であるが、来年度においては実施いたしたいとのことです。

審議の結果何れも願意を妥当と認めました。

請願第七二八号、新潟市に海上保安管区保安庁設置に関する請願。請願の要旨は、海上保安行政の管轄を、海岸線の直結によらず陸上行政機関のように本州を横断分割するのは、全く実情に即応しないから、海上保安行政上最も適当な管轄区域として、北海道、九州各一、太平洋岸三、日本海岸二の七管区とし、その中北部日本海(能登半島から青森縣龍飛崎まで)を管理する管区保安庁を新潟市に設置されたいとの請願であります。政府当局の説明によりますと、当所の所掌する業務は、海上における治安業務の他に種々広汎に亘つておられますので、管轄区域は海岸線によるべきかという点は充分考究されねばならない問題で、他の地方行政機関との関係をも考慮し検討中であり、努力いたしたいとのことです。

審議の結果願意は妥当であると認めました。

陳情第一〇六号、鹿児島公共船員職

業安定所設置に関する陳情。陳情の要旨は、鹿児島港は南部諸港の拠点であるばかりでなく、当地方は船員の豊富な供給地であつて、毎月数十名の取扱があるが、当地に公共船員職業安定所がないため不便であるから、公共船員職業安定所を設置したいということです。政府当局の説明によりますと、全国から十九ヶ所の設置を要望しているが、二十四年度は一ヶ所の増設もなく二十五年度においても不成立になつたが、二十六年度には設置すべく努力したいとのことでありました。

審議の結果願意は妥当であると認めました。

陳情第一六〇号、瀬戸内海の機雷掃海に関する陳情。陳情の要旨は、戦後瀬戸内海の観光上の地位と重要性は日毎に高まり、日鉄広畑製鉄所の再開、神戸貿易博覧会の開催、観光客の来遊、バイヤーの来住、鉄鉱石、石炭の輸送等により船舶航行の激増が予想されているので、残存機雷の徹底的掃海、海上保安の強化は緊急の要務として要請されているから、海運、観光事業の振興のため機雷掃海を施行されたいとの陳情であります。政府当局の説明によりますと、瀬戸内海の重要性は言ふまでもなく、政府としても全力を挙げて陳情の主旨に副うべく努力したいとのことでありました。

審議の結果願意は妥当であると認めました。

請願第五〇号、吉野循環線および花倉線乗合自動車路線新設に関する請願。請願第五六〇号、並川、実方入口間市営バス路線延長に関する請願。請願の要旨は、何れも市営バスの新設並びに延長に関する請願でありまして、

最近人口も増加し、鹿児島市内との交通も増加しているが、交通機関が不備のため住民が非常に難渋しているから、市営バスの新設並びに延長をせられたいというのであります。

小委員会におきましては審議の結果何れも願意を妥当と認めました。

請願第八〇八号、観光自動車に輸入燃料使用認可に関する請願。請願の要旨は、観光自動車には輸入燃料の使用が禁止されているため営業上支障が多いため、観光自動車にも輸入燃料の使用を許可して欲しいというのであります。

小委員会におきましては審議の結果願意を妥当と認めました。

請願第四七七号、長島信号場を旅客駅に昇格の請願。請願の要旨は、現在簡易施設をもつて旅客の取扱ひをしているが、附近には農林産物の産出も多く、又旅客の乗降も相当数あるので、旅客駅に昇格して欲しいと言うのであります。

小委員会におきましては慎重に審議しました結果、現地の事情を勘案し願意を妥当と認めました。

請願第四八三号、警備消防用揮発油の増配に関する請願。請願の要旨は、現在警備消防用として配給される揮発油量が僅少で警備消防の万全を期し得ないから、配給量を増加して欲しいと言うのであります。

小委員会に於きましては、願意を妥当と認めました。

請願第五四九号、肥薩線列車を旅客列車のみとすること等に関する請願。請願の要旨は、肥薩線は有名なトンネルの多い路線であるが、この線路は雲仙、天草と霧島とを結ぶ観光ルートに

当り、且つ又沿線は農林産物の産出も多く、現在の列車編成及びダイヤでは不便と苦痛が多いから、主要列車は全部旅客列車とし、準混列車は廃してこれをガソリンカー又は木炭車に切替えて欲しいというのであります。

小委員会におきましては、当局より詳細な説明を聴取し、慎重に審議しました結果、本件は混合列車を旅客列車に替へ、設備の改善をなすべきものとして、願意を妥当と認めました。

以上請願十一件(陳情五件)は審議の結果願意は妥当と認め、全会一致速やかに、これを議院の會議に附し、内閣に送付を要するものと決定いたしました。

以上報告いたします。

○委員長(中山壽彦君) 只今の小委員長の御報告につきまして御意見はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中山壽彦君) 御意見ないようでありますから、小委員長の報告通り本委員会の議決として決定して御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中山壽彦君) さように決定をいたします。

○委員長(中山壽彦君) 次は税制関係について御審議を願います。

前回の委員会におきましては、税制問題について専門調査の報告を求めると共に、皆さんの御意見の交換を願つたのであります。その翌日運輸大臣に会い、交通、産業に関する重要事項について善処方を要望いたしました。一方国会におきましては、衆議院の審議状況は皆さんの御承知の通りで

ありますから、もつぱら参議院の審議如何にかかつておるものと判断されるのであります。従いまして税制に関する諸問題につきましては、本委員会が税制改革は運輸交通事業並びに関連産業に及ぼす影響調査の承認を得て研究を重ねて参つた関係もありまして、速やかに委員会の議を決定いたしました。その意思表示をいたす必要があると思ふのであります。意思表示の仕方につきましては、この際、取敢えず地方税関係の問題は地方行政委員会へ、国税関係は大蔵委員会へ、それぞれ公文を以て要望事項を通達することにいたしては如何かと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中山壽彦君) それでは前回報告させました案を専門調査において公文の形にまとめさせましたので、それを御審議御決定のことに進めることにいたします。一応その案を読み上げます。

○専門員(岡本忠雄君) 一応私の方から読み上げます。

昭和二十五年三月十四日

参議院運輸委員長 中山 壽彦

地方自治庁 本多 市郎殿

参議院地方行政委員長 岡本 愛祐殿

運輸関係事業に対する税制改革について

本件について三月十三日開催の本運輸委員会において左記の通り要望事項を決定致しましたから、税法改正に際しましてはよろしく御高配を御願いたします。

記

一、海關関係

(一)、固定資産税の課税客体より船舶を除く、船舶については独立税を設定すること。

理由 地方税法改正草案においては船舶について現行船舶税を廃止し、固定資産税を課することを規定しているが、この場合総平均においては現行船舶税の十三倍殊に外航用新造大型船については三二倍の重税となる。

(別紙資料一参照)

備考 地方自治庁においては船舶に關する昭和二十四年度固定資産税を十二億と算出し、把握率を五割とみて収入見込額を六億と推定しているが、これは船舶法第五條、第五條ノ二の規定に鑑み不当な推定であつて把握率を十割とし、船舶に關する昭和二十四年度固定資産税の収入見込額は十二億と推定するを妥當とする。

(二)、港灣運送業の附加価値額算定の際元請業者が荷主より受取る作業料収入中下請業者に対する支拂分は収入として取扱われないこと。

理由

(一) この支拂分を總収入に含めなくても附加価値税は現行事業税の四、四六倍となる。

(別紙資料二参照)

(二) この支拂分を元請業者の収入とすれば、その部分については元請下請両者が課税され二重課税となる。

(三)、固定資産税の課税客体である倉庫業の倉庫の価格の決定は登録賃

に価格の千倍とする特例によらず一般の評価方法によること。

理由 地方税改正草案において昭和二十五年分の固定資産税を課する農地以外の土地及び家屋に限り、その価格は登録賃貸価格の千倍とする特例が規定されているが、この特例によるときは概ね現行家屋税の四倍の重税となる。

(別紙資料三参照)

二、陸運関係

(一)、地方鉄道・軌道関係

1. 地方鉄道・軌道については、附加価値税、固定資産税及び電気ガス税につき、減税方考慮すること。

2. 附加価値税は収入の二〇%乃至三〇%の外形標準に課税すること。

3. 固定資産税については

(4) 地租を現行通り免税すること。

(5) 電柱税及び軌道税を現行の率とし存置すること。

(6) 車輛税を新設し、一輛五〇〇〇円程度の税率とすること。

以上 (4) (5) (6) を除きたる固定資産に對し一般固定資産税を課すること。

4. 電気ガス税を免税すること。

理由 地方鉄道・軌道は用地その他固定資産多く、且つ多数の従業員を擁する事業なるため、新税制案によるときは特に地方税において約二十三億五千万円を負担し、二十三年度実績に對し二十一億円の増を示し(十一倍半)、

之に電力料金値上げに伴う増十五億五千万円を加うることは、營業費の増のみにて三十六億円余となり、地方鉄道・軌道の經營上收支均衡を失し經營困難に陥り産業・文化に及ぼす影響大なるものありと思料せらるる。

依つて運賃への転嫁、経営合理化をなす外減税の要あるに因る。若し減税の措置不十分なるときは第5項に掲げたる措置を要すと認めらるる。

5. 右により、減税の措置困難なるときは、昭和二十四年法律第五六九号地方税法の一部を改正する法律附則第2号と同趣旨の規定(地方鉄道軌道に關しては本法による税額が其の運賃に織り込まれたときの属する年度から本法を適用する)を設け事態の收拾を図ること。

(二)、自動車及び通運関係

1. 自動車及び通運関係についても附加価値税は収入の二〇%乃至三〇%の外形標準により課税すること。

2. 自動車税を設くるならば、その税率の軽減を図ること。

理由 自動車事業及び通運業は勞務費の占むる割合多きため、附加価値税による負担増加し、經營上その負担に堪えぬものがあるので、附加価値税につき十分の考慮を要すると共に、他の税目についてもこれが軽減をなす余地のあるものについては、これを軽減し、事業の健全なる維持を図る要あるによる。

三、海陸共通事項

地方鉄道・軌道關係の5)については、その他運輸業についても同様とすること。

次に國稅關係を讀み上げます。
昭和二十五年三月十四日

參議院議長 中山 壽彦
運輸委員長 櫻内 辰郎殿

運輸關係事業に對する税制改革について
本件について三月十三日開催の本運輸委員會において左記の通り要望事項を決定いたしましたから、税法改正に際しましてはよろしく御高配をお願いいたします。

國稅

通行税法の一部を改正する法律案については左記により考慮せられたこと。

第一案 通行税法を廢止すること。
理由 本税はその沿革よりみてむしろ廢止することを適當と認む。

第二案 通行税の課税客體から船舶の二等乗客を除外すること。
理由

(一) 税率引上により二等客の負担額は現行より 15/100 増加するから実質上値上となる。
(二) 二、三等の増減による客室の変更操作は不可能である。
(三) 通行税を船主に転課することとは船主經濟上不可能である。

(四) 現行及改正後における國稅及船舶一、二等客の負担の増減を比較すると著しく不均衡である。
(五) 汽車の三等は船舶の二等と同様の処遇をうけるのが社會通念である。(參照官庁出張旅費規程)

減を比較すると著しく不均衡である。

資料一、二参照
○委員長(中山壽彦君) 只今読上げた内容は、前回専門員に説明せましたものと概ね同様であります。その内容について御意見はございませうか。……御意見がなければ、速やかにこの文書を關係委員會に通過し、審議の状況に應じまして、必要があれば委員長なり委員なりが關係委員會に出席して意見を述べ、その実施に努力したいと存じます。

○村上義一君 この海事關係の方で、倉庫事業に關して、固定財産税關係はここに掲げられておりますが、附加価値税についてはどうなんでしょうか。……適當な方法を講じなくても負担し得るという見込みなんでしょうか、専門員の方からお答え願います。

○專門員(岡本忠雄君) お答えいたします。いろいろ研究いたしまして、附加価値税についても減税の要望が業者からは強く出て参つておりますが、政府等の意見等も聴き、十分研究いたしました結果、この外にも沢山要望がございまして、先ずこの際一番重点は何かということで修正を求めない限りは非常に困難だろうという結論に到達いたしました。ここに掲げました固定資産税の方が緩和できるならば、先ず何とかけりがつくだろうということに大体見通しをつけたので、除外いたしました。……御意見はございませうか。……御意見がなければ、速やかにこの文書を關係委員會に通過し、審議の状況に應じまして、必要があれば委員長なり委員なりが關係委員會に出席して意見を述べ、その実施に努力したいと存じます。

○委員長(中山壽彦君) 尙地方自治庁の原案審議の状況は殆んど終結に近いものと觀察いたしておりますが、これに對しましては本委員會の要望事項として送ることに御異議ございませうか。……御異議ないようですからさよう決定いたします。

午後一時五十六分速記中止
午後二時十二分速記開始
○委員長(中山壽彦君) 速記を始め

本日は、政府委員が見えませんが、これにて散会いたします。
午後二時十三分散会
出席者は左の通り。

委員 中山 壽彦君
理事 小泉 秀吉君
飯田精太郎君
丹羽 五郎君
横尾 龍君
安達 良助君
前之園喜一郎君
村上 義一君
事務局側
常任委員 岡本 忠雄君
會專門員

ございませんで、十分に強く要望はいたしております。

○村上義一君 委員長の御発言に異議なし。

○委員長(中山壽彦君) 尙地方自治庁の原案審議の状況は殆んど終結に近いものと觀察いたしておりますが、これに對しましては本委員會の要望事項として送ることに御異議ございませうか。……御異議ないようですからさよう決定いたします。

午後一時五十六分速記中止
午後二時十二分速記開始
○委員長(中山壽彦君) 速記を始め

本日は、政府委員が見えませんが、これにて散会いたします。
午後二時十三分散会
出席者は左の通り。

委員 中山 壽彦君
理事 小泉 秀吉君
飯田精太郎君
丹羽 五郎君
横尾 龍君
安達 良助君
前之園喜一郎君
村上 義一君
事務局側
常任委員 岡本 忠雄君
會專門員

三月三日本委員會に左の事件を付託された
一、二本松、津島兩駅間に國營バス運輸開始の請願(第九五七号)

一、北見枝幸、雄武両駅間に鉄道敷設の請願(第一〇二二号)

一、函館、網走両駅間に直通列車増設の請願(第一〇二三号)

一、電気機関車製作に関する請願(第一〇三〇号)

一、納内、芦別両駅間に鉄道敷設促進の請願(第一〇四九号)

一、日豊線急行列車を急行に変更する等の陳情(第一九一七号)

一、西鹿兒島駅改築工事完了に関する陳情(第一九六六号)

一、野岩羽鉄道完成に関する陳情(第二〇八号)

第九五七号 昭和二十五年二月十七日受理

二本松、津島両駅間に国営バス運輸開始の請願

請願者 福島県安達郡小浜町長 鈴木和一外八名

紹介議員 橋本萬右衛門君

東北本線二本松駅を起点とし、津島駅を経て常磐線浪江駅に達する福島県道二本松浪江線中、二本松、小浜間には現在福島電鉄会社の乗合自動車が行き来しているが、小浜以東は不定期的に年間を通じて約半分程度運行しているため利用の価値が薄く、ことに営業意識を優先して地方民の利益を従とする営業振りであるから、地方民の利便と産業発展、文化の向上を図るため、本路線に国営乗合自動車を運行せられたいとの請願。

第二〇二二号 昭和二十五年二月二十一日受理

北見枝幸、雄武両駅間に鉄道敷設の請願

請願者 北海道枝幸郡枝幸町長 齋藤保外一名

紹介議員 堀 末治君

北見枝幸、雄武両駅間の鉄道敷設については、大正十一年法律第三十七号をもつて予定線となり、すでに昭和十年興浜南線興南、雄武間十九、九キロ、昭和十一年北線浜頓別、枝幸間三十、四キロの一部開通を見ているから、残余五十二、余キロを結ぶことによつて完成せられるのである。しかし本鉄道の全通は東北海道縦貫鉄道として、ほう大な生産ならびに交通上の暗黒地帯の一大革新を図り、当地方文化の向上、未開発資源の開拓等北海道総合開発の一環として国家再建に寄與するところ多大であるから、すみやかに、本線残余五十二、余キロの鉄道を敷設せられたいとの請願。

第一〇二三号 昭和二十五年二月二十一日受理

函館、網走両駅間に直通列車増設運行の請願

請願者 北海道紋別郡紋別町紋別商工会議所会頭 大野広太郎外十一名

紹介議員 堀 末治君

北海道紋別町では第一次港湾修築工事の完成について昭和二十二年より港灣拡張工事が着手され、当町と密接な離の関係にある下湧別、沙留、沢木、雄武等の漁港施設と相まって紋別漁港の利用度はとみに高まり、水産物その他の物資の集散は激増し、従つて当地方ならびに札幌函館の商工業者の来往はひん繁を極めていゝ。しかるに函館網走間(名寄廻り)に直通列車の運行がないため、関係商工業者に時間的、経済的不利不便を與えているから、函館網走両駅間(名寄廻り)に直通列車を運行せられたいとの請願。

第一〇三〇号 昭和二十五年二月二十一日受理

電気機関車製作に関する請願

請願者 茨城県那珂郡勝田町勝田町婦人会内 有路きぬ外千八百五十五名

紹介議員 木村福八郎君

茨城県勝田町所在の日立製作所水戸工場では、電気機関車を専門に作つてゐるが、昨年は国家予算の都合で機関車の製作が取り止めとなつたため、工場は大打撃を受け、数百人の従業員は配置転換で住みなれた町から離れて行つた。工場が休業状態のため、従業員の給料も拂えなくなり、下請の町工場は次々と閉鎖のやむなきに至つたので、平和な新興の町として、将来を期待されていた勝田町も、工場に仕事がなくならに從つて火の消えたような町となり色色面倒な問題が起きているから、昭和二十五年には是非とも国鉄の電化を促進して一台でも二台でも電気機関車を作ることができるようにならされたいとの請願。

第一〇四九号 昭和二十五年二月二十二日受理

納内、芦別両駅間に鉄道敷設促進の請願

請願者 北海道雨龍郡納内村長 村上清孝

紹介議員 木下 源吾君

北海道雨龍郡納内駅より空知郡音江村の東部および上川郡神居村の南部を経て芦別駅に至る区間は、北海道有数の

芦別炭鉱をはじめ四千六百余町歩の畑作地帯や、九万町余におよぶ国有林民有林があるので、同区間関係地方の利便発展と、産業の振興に寄與するためすみやかに右区間に鉄道を敷設せられたいとの請願。

第一九一七号 昭和二十五年二月二十一日受理

日豊線急行列車を急行に変更する等の陳情

陳情者 福岡市西中州一、六六九九州商工会議所連合会内 山脇正次

現在日豊線には、急行列車の運行がなく、僅か一本の準急行列車も都城で打ち切られているため、鹿兒島その他の地方との連絡は非常に不便であるから、現在都城を終点とする日豊線準急行列車を鹿兒島まで延長するか、もしくは門司を起点ならびに終点とする九州循環の急行列車とせられたい。なお現在第一、第二両列車に連結されている博多、東京間の一等車を終点の鹿兒島駅まで連結運行せられたいとの陳情。

第一九六六号 昭和二十五年二月二十一日受理

西鹿兒島駅改築工事完了に関する陳情

陳情者 鹿兒島市議會議長 岩切重秀

鹿兒島市は戦災の復興が着々進み、九州の産業経済、文化の中心地として、また、観光都市として、さらに日本南端の貿易港として重要な立場にあり、先頃西鹿兒島駅を当市の表玄関とする計画がたてられ、駅前広場、幹線

道路は着々建設されつつあるが、駅舎の改築工事は昨年第一期工事を終了したのみで、その後進捗として進行しないから、すみやかに西鹿兒島駅舎改築工事を完成せられたいとの陳情。

第二〇八号 昭和二十五年二月二十三日受理

野岩羽鉄道完成に関する陳情

陳情者 栃木県今市町長 青木源吾外百五十三名

栃木県今市より福島県荒井田島町、若松市、喜多方町、熱塩村、山形県米沢市を結ぶ野岩羽鉄道予定線は、東京、青森間の最短路として文化の交流、資源の開発、交通の利便等に資して、沿線地帯の発展興隆に寄與するものであるが、今市荒井間および熱塩米沢間を新設することによつて完成せられるから、すみやかに本線の実現を図られたいとの陳情。

三月八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、水路業務法案

水路業務法案

第一章 総則(第一條―第五條)

第二章 水路測量及び海象観測の実施等(第六條―第二十条)

第三章 水路測量及び海象観測の成果(第二十一條―第二十五条)

第四章 水路に関する業務の受託(第二十六條)

第五章 附則(第二十七條)

第六章 罰則(第二十八條・第二十九條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、水路測量の成果その他の海洋に関する科学的基礎資料を整備し、もつて海上における安全の確保を図るとともに、国際間における水路に関する情報の交換に資することを目的とする。

(水路測量)

第二條 この法律において「水路測量」とは、水域の測量及びこれに伴う土地の測量並びにその成果を航海に利用させるための地磁気の測量をいう。

2 前項の規定は、土地の測量について測量法(昭和二十四年法律第二八八号)の適用を妨げるものと解釈してはならない。

(海象観測)

第三條 この法律において「海象観測」とは、潮汐、海潮流、波浪、海水及びこれらに関連する諸現象の観測をいう。

(水路図誌)

第四條 この法律において「水路図誌」とは、海図、水路誌、潮汐表、燈台表、航用諸層及びその他の水路に関する図誌をいう。

(水路測量標)

第五條 この法律において「水路測量標」とは、海上保安庁又は第六條と規定により許可を受けた者が水路測量又は海象観測のために設置する標識をいう。

2 水路測量標の種類及び形状は、運輸省令で定める。

第二章 水路測量及び海象観測の実施等

(海上保安庁以外の者が実施する水路測量)

第六條 海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。但し、学術上の目的をもつて行う測量、局地的な測量等について運輸省令で定める場合は、この限りでない。

(水路測量の実施方法の勧告)

第七條 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前條の規定により許可を受けた者に対し、水路測量の実施方法につき勧告をすることが出来る。

(水路測量の実施の公示)

第八條 海上保安庁長官は、水路測量を実施しようとするときは、あらかじめその区域、期間その他必要な事項を公示しなければならない。前條の規定による許可をしたときも同様とする。

(水路測量の基準)

第九條 海上保安庁又は第六條の許可を受けた者が行う水路測量は、左の各号に掲げる測量の基準に従つて行われなければならない。

一 地球の形状及び大きさについては、ベッセルの算出した次の値による。

長半径 六、三七七、三九七メートル
短半径 六、三七七、三九七メートル
扁率 二九・一五二八二三分の一

二 経緯度は、地理学的経緯度で

表示する。

三 測量の原点は、日本経緯度原点を基礎とする。但し、海上において行う測量その他特別の事情がある場合において、海上保安庁長官の承認を得たときは、この限りでない。

四 標高は、平均水面からの高さで表示する。

五 水深は、基本水準面からの深さで表示する。

六 干出岩及び干出たいは、基本水準面からの高さで表示する。

七 海岸線は、海面が略最高潮面に達した時の陸地と海面の境界で表示する。

八 平均水面及び基本水準面の高さは、運輸省令で定める。

(資料又は報告の提出の要求)

第十條 海上保安庁長官は、特に必要があるときは、地方公共団体又は港湾法(昭和二十五年法律第号)に規定する港湾管理者に対し、その管理する港湾の状況について資料又は報告の提出を求めることができる。

第十一條 海上保安庁長官は、特に必要があるときは、船舶に対し、水路図誌の編修に必要な報告の提出を求めることができる。

(土地又は水面の立入)

第十二條 海上保安庁の職員は、水路測量又は海象観測のため必要があるときは、国、地方公共団体又は私人が所有し、占有し、又は占有する土地又は水面に立ち入ることが出来る。

2 前項の規定により宅地又はがき、さく等で囲まれた水面若しくは土地に立ち入る場合には、あらかじめその旨を所有者、占有者又は占有者に通知しなければならない。但し、これらの者に對してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

地に立ち入る場合には、あらかじめその旨を所有者、占有者又は占有者に通知しなければならない。

3 海上保安庁の職員が、第一項の規定により土地又は水面に立ち入る場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(障害物の除去)

第十三條 海上保安庁の職員は、水路測量を実施するためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、障害となる植物又はがき、さく等を伐除することができる。

第十四條 海上保安庁の職員は、離島又はこれに類する場所での水路測量を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、当該物件の現状を著しく損傷しないときは、前條の規定にかかわらず承諾を得ないで、障害となる植物又はがき、さく等を伐除することが出来る。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

(損失の補償)

第十五條 前三條の規定による立入又は伐除により損失を生じたときは、国は、その所有者、占有者又は占有者に対して、相当の価格により、その損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額に不服がある者は、訴をもつて増額を請求することが出来る。

は、訴をもつて増額を請求することが出来る。

(水路測量標及び測量船の保全)

第十六條 何人も、正当な理由がないのに、水路測量標を毀損し、移転し、その他水路測量標の効用を害する虞のある行為をしてはならない。

第十七條 海上保安庁又は第六條の規定により許可を受けた者の船舶は、水路測量又は海象観測を行う場合には、運輸省令で定める標識を掲げなければならない。

第十八條 船長は、船舶を、正当な理由がないのに前條の標識を掲げる船舶に著しく接近させて航行させてはならない。

(水路関係事項の通報)

第十九條 港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

第二十條 船長は、水中に沈没物その他航海の障害となる虞のある物件があることを発見し又は海上保安庁の刊行した水路図誌に記載されている事象と著しく異なる事象を発見したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

第三章 水路測量及び海象観測の成果

(成果の公表)

第二十一條 海上保安庁長官は、水路測量又は海象観測を実施して成果を得たときは、これを公表しなければならない。

(成果の提出)

第二十二條 第六條の規定により許

可を受けた者が、水路測量を実施して成果を得たときは、遅滞なく、その写を海上保安庁長官に提出しなければならない。

第二十三條 海上保安庁以外の者は、その実施する海象観測により、海上保安庁の発行した水路図誌に記載されている事象と著しく異なる事象を発見したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

(水路図誌の保護)
第二十四條 海上保安庁以外の者が、海上保安庁の刊行した水路図誌を複製し又はこれを使用して航海の用に供する刊行物を発行しようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならない。

第二十五條 海上保安庁の刊行した海図、水路誌又は燈台表に類似の刊行物を発行しようとする者は、海上保安庁の許可を受けなければならない。

2 海上保安庁長官は、前項の刊行物が海上の安全の確保に支障を及ぼすものでない限り、これを許可しなければならない。

第四章 水路に関する業務の受託
(水路に関する業務の受託)
第二十六條 海上保安庁は、その業務の遂行に支障のない限り、一般の委託により、水路測量及び海象観測並びにこれらに関連する図誌の作製、編修又は印刷を行うことができる。

第五節 訴訟
(訴訟)
第二十七條 この法律の規定により

海上保安庁長官のした処分に対して不服がある者は、運輸大臣に訴願することができる。

第六章 罰則
第二十八條 第十六條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十九條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一 第十二條の規定による立入を拒み、又は妨げた者
二 第十八條の規定に違反した者
三 第二十四條又は第二十五條の規定により承認又は許可を受けなければならない事項を承認又は許可を受けないでした者

附則
1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
2 水路測量標條例(明治二十三年法律第三十八号)は、廃止する。
3 この法律施行前にした水路測量標條例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律施行の際現に実施中の水路測量については、第六條の規定は、適用しない。

三月十日日本委員会に左の事件を付託された。
一、国営自動車区設置継続に関する請願(第一一〇八号)
一、奥道岩村田、下仁田線に国営バス運輸開始の請願(第一一〇九号)
一、松山駅復旧工事施行に関する請願(第一一一〇号)

一、浜松、米原間鉄道電化に関する請願(第一一一四号)
一、瀬戸内海地区の機雷掃海に関する請願(第一一七六号)
一、瀬戸内海沿岸に観光ホテル設置の請願(第一一七七号)
一、観光港ヨットハーバー整備に関する請願(第一一七八号)
一、広島県管下の瀬戸開き、事業施行に関する請願(第一一七九号)
一、野岩羽鉄道完成に関する請願(第一一九一号)
一、高崎線電化促進に関する陳情(第一一九二号)

第一一〇八号 昭和二十五年二月二十四日受理
国営自動車区設置継続に関する請願
請願者 秋田県由利郡由利町三ノ五秋田県由利郡町村会内 田口勇吉
紹介議員 米倉 龍也君
秋田県由利郡は、主要食糧の生産をはじめ、無盡蔵の林産物および鉱産物資源を有し、これらの輸送はすべて国営自動車に依存して現在に至っている。しかるに今般国営自動車の民間拂下げが実施されるとのことであるが、もしこれが実施されると、輸送力の減退はもと論当地方一帯の生活文化に重大な影響を與えるから、山間奥地の特殊事情を考慮し、国営自動車区を存続せられるとともに、国営バスの運行を実施せられたいとの請願。

第一一〇九号 昭和二十五年二月二十四日受理
奥道岩村田、下仁田線に国営バス運輸開始の請願
請願者 長野県北佐久郡岩村田村長 阿部良太郎外二名
紹介議員 米倉 龍也君
奥道岩村田、下仁田線は、長野、群馬の両県を結ぶ重要路線であるばかりでなく、関東と北陸をつなぐ最短道路であり、交通上および産業上の価値が極めて大きい路線である。また本路線は、配がゆるやかな上南斜面を徒走しているため、冬期凍結の憂もなく、自動車道に適しているから、両県々境の豊富な天然資源を開発するとともに、上信越国境一帯の恵まれた風光地を紹介するため、本路線に国営バスを運転せられたいとの請願。

第一一一〇号 昭和二十五年二月二十四日受理
松山駅復旧工事施行に関する請願
請願者 愛媛県松山市長 安井 雅一
紹介議員 久松 定武君
国鉄松山駅は、松山市の表玄関として発展し、愛媛県の交通および産業文化等に大きな寄與をしてきた。しかるに昭和二十年の戦災によつて焼失したため、その後仮駅舎のまま現在に至っているが、施設の不備が貨客の輸送に多大の支障を與えているから、近く実施を予定されている松山港の拡張整備を機会に、当駅の完全なる復旧工事をすみやかに施行せられたいとの請願。

第一一一四号 昭和二十五年二月二十四日受理
浜松、米原間鉄道電化に関する請願
請願者 名古屋市中区大池町商工会議所後援愛知県地方経済復興会議内 伊藤 藤長光
紹介議員 栗山 良夫君
わが国の鉄道オール電化の一環として、経済再建と地方産業復興ならびに明朗な社会生活にも重大なる関係をもつ東海道線浜松、米原間鉄道電化工事予算を、昭和二十五年予算に計上し、すみやかにこれが実現を図られたいとの請願。

第一一七六号 昭和二十五年二月二十八日受理
瀬戸内海地区の機雷掃海に関する請願
請願者 兵庫県知事 岸田幸雄
紹介議員 横尾 龍君
戦後瀬戸内海の海運、観光上の地位と重要性は日毎に高まり、海上輸送の大動脈として、また観光地帯として、今後船舶航行の激増が予想されているので、残存機雷の徹底的掃海、海上保安の強化は緊急の要務として要請されているから、海運、観光事業の振興のため瀬戸内海の機雷掃海を施行せられたいとの請願。

第一一七七号 昭和二十五年二月二十八日受理
瀬戸内海沿岸に観光ホテル設置の請願
請願者 兵庫県知事 岸田幸雄
紹介議員 横尾 龍君
瀬戸内海を中心とした観光地は、わが国における有数の観光資源地帯として今後外客の来訪が大いに期待されているが、これらの地域には国際観光ホテルの設備がなく、折角優れた観光資源を有しながら十分な利用ができない状態にあるから、すみやかに観光ホテルを設置せられたいとの請願。

第一一七八号 昭和二十五年二月二十八日受理

観光港ヨットハーバー整備に関する請願

請願者 兵庫県知事 岸田幸雄 外四十八名

紹介議員 横尾 龍君

瀬戸内海を中心とする観光事業の基礎をなすものは港湾の整備充実にあるから、瀬戸内海附近各地の観光港にヨットハーバーを整備せられたいとの請願。

第一一七九号 昭和二十五年二月二十八日受理

広島県音戸の瀬戸開さく事業施行に関する請願

請願者 兵庫県知事 岸田幸雄 外四十八名

紹介議員 横尾 龍君

広島県音戸の瀬戸は、吳港南方海上五キロ倉橋島と吳市警固屋町との間にある幅員最狭部八十メートル、吳湾に面する北口部二百メートル、長さ約六百メートルの海峡であるが、戦後広島、吳両港が軍より開放されて貿易港として、また観光港として発展するためには、音戸の瀬戸開さくが絶対必要であり、これが開さくによつて、大阪、九州間の船舶航行距離が短縮せられ、大形船の航行が可能となるばかりでなく潮流による海難事故が防止せられるから、本開さく工事に対し国庫補助せられたいとの請願。

第一一九一号 昭和二十五年二月二十八日受理

野岩羽鉄道完成に関する請願

請願者 福島県耶麻郡喜多方町 長 穴沢喜壯次 外百五十二名

紹介議員 石原幹市郎君

栃木県今市より福島県荒海町田島町、若松市、喜多方町、熱塩村、山形県米沢市を結ぶ野岩羽鉄道予定線は、東京、青森間の最短路として文化の交流、資源の開発、交通の利便等に資して、沿線地帯の発展興隆に寄與するものであるが今市荒海間および熱塩米沢間を新設することによつて完成せられるから、すみやかに本線の実現を図られたいとの請願。

第二二〇号 昭和二十五年二月二十七日受理

高崎線電化促進に関する陳情 陳情者 群馬県議會議長 高山和助

高崎線電化に関しては、昭和二十二年十月着工に決定したが、当時の情勢上中止となり、最近運輸当局においては電力需給の確定を見るまでは工事施行延期の予定の由であるが、永年にわたる電化の完成を待望して促進を続けてきた群馬県としては、これが電化により林農産物その他商工業の進出発展に寄與すること多大である。ことに東京都と密接な関係のある点からしても本工事の延期は忍び難いから、昭和二十五年年度には本線電化に着手せられたいとの陳情。

昭和二十五年四月三日印刷

昭和二十五年四月四日発行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁